

B. LEAGUE ALL-STAR GAME 2025 IN FUNABASHI
実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、B. LEAGUE ALL-STAR GAME 2025 IN FUNABASHI 実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグの主催するB. LEAGUE ALL-STAR GAME 2025（以下「大会」という。）の開催に併せて、地域盛り上げ施策やシティドレッシング等（以下「地域盛り上げ施策等」という。）に関する事業を実施することにより、スポーツ振興、地域活性化及び大会の機運醸成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域盛り上げ施策等の企画・運営に関すること。
- (2) 地域盛り上げ施策等の広報・宣伝に関すること。
- (3) 地域盛り上げ施策等の準備に関すること。
- (4) 地域盛り上げ施策等の運営に必要な資金の調達・経理に関すること。
- (5) 地域盛り上げ施策等の開催に必要な会場及び設備等の調達・整備に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の目的達成のために必要な事項。

(構成員)

第4条 委員会の委員は、別表に定める者とし、任期は第2条の目的が達成され解散するまでとする。

- 2 会長は、委員に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて委員を補充することができる。
- 3 前項の規定により委員の変更が生じたときは、会長は、次の総会に報告する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

- 2 会長は、株式会社千葉ジェッツふなばし代表取締役社長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、所掌事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 監事は、委員会の会計を監査する。

(報酬)

第6条 委員は、無報酬とする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「総会」という。）は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要の都度会長が招集し、会長のほか、委員の過半数の出席がなければ、総会を開くことができない。
- 3 総会の議事の進行及び整理は、会長が行う。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 地域盛り上げ施策等の計画及び報告に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決定する。
- 6 委員がやむを得ない理由により総会を欠席する場合、会長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を求めることができる。

(専決処分)

第8条 会長は、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、総会の決議事項について、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、株式会社千葉ジェッツふなばし内（船橋市湊町2丁目3番17号湯浅船橋ビル6階）及び船橋市企画財政部政策企画課内（船橋市湊町2丁目10番25号）に事務局を置く。

2 事務局は委員会の庶務、会計事務、関係機関との連絡調整を担う。

（経費）

第10条 委員会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第11条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会の設置の日の属する会計年度は、委員会の設立の日からとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次条の規定により解散したときは、解散の日の属する会計年度は、解散の日までとする。

（解散）

第12条 委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

（残余財産の帰属）

第13条 委員会が解散する時の収支決算において残余財産が生じたときは、その残余財産は船橋市に帰属する。

（委任）

第14条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年2月2日から施行する。

別表

株式会社千葉ジェッツふなばし代表取締役社長

船橋市市長

船橋商工会議所会頭

船橋市商店会連合会会長

船橋市地域工業団体連合会会長

船橋市大型店連絡協議会会長

市川市農業協同組合代表理事組合長

ちば東葛農業協同組合代表理事組合長

船橋市漁業協同組合代表理事組合長

船橋市スポーツ協会会長

船橋市バスケットボール協会会長

船橋市自治会連合協議会会長

三井不動産株式会社商業施設本部商業施設運営一部長

船橋市教育長

船橋市企画財政部長

船橋市経済部長

船橋市学校教育部長

船橋市生涯学習部長